

宇陀市電気自動車充電設備等導入事業 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

宇陀市（以下「市」という。）は電気自動車（以下「EV」という。）の普及に寄与するため、市が所有する施設にEV充電設備を設置する事業者を募集する。事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により行うこととし、その実施方法等必要な事項を定める。

2. 募集概要

(1) 事業の名称

宇陀市電気自動車充電設備等導入事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の内容

事業者は、市が所有する施設の駐車場等を活用し、事業者の自己資本によりEV充電設備の導入に必要な工事等を含むEV充電設備一式の設置、維持管理及び事業運営を行う。

市は、所有する施設の駐車場を事業者に貸し付け、EV充電設備等の設置に伴う用地等の使用を許可する。

なお、本事業の詳細は、別紙「宇陀市電気自動車充電設備等導入事業 - 公募型プロポーザル仕様書 -」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

業務内容は本プロポーザルにより選出された事業者と協定締結に向けた詳細協議及び調整を行った上で確定する。

(3) 事業の期間

事業期間は、EV充電設備等の利用を開始した日から起算して8年以上の複数年とし、事業期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。なお、事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとし、協議の結果、事業を終了することとなった場合は、事業者の負担によりEV充電設備等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。

(4) 行政財産の使用料

EV充電設備等を設置する用地等に係る行政財産の目的外使用料については、最優秀提案者と協議の上決定する。

3. 事業者選定の方法

選定方法は公募型プロポーザル方式とし、宇陀市電気自動車充電設備等導入事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が、提出された提案資料・プレゼンテーション・ヒアリングなどの内容の優秀性について審査し、合計点数の最も高いものを最優秀提案者に選定する。選定委員会の選定結果を踏まえ、市は最優秀提案者を協議し、協定締結の交渉を行う。なお、本プロポーザルに参加される者（以下「参加申込者」という。）が1者となった場合は、参加要件を満たしていれば審査を実施する。

4. 参加申請

(1) 事務局（申請書等の提出先）

宇陀市政策推進部 企画課

〒633-0292 宇陀市榛原下井足 17-3

電話番号 0745-82-1362

メールアドレス kikaku@city.uda.lg.jp

(2) 本要領等の閲覧期間及び閲覧場所

公開期間 令和6年2月2日（金）～2月22日（木）

※土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

閲覧場所 (1)に同じ。(関係様式等は次のHPからダウンロード可能)

<https://www.city.uda.nara.jp/kikaku/puropo.html>

(3) 日程

公告日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年2月2日

企画提案に係る質問受付期限・・・・・・・・・・令和6年2月7日

企画提案に係る質問回答・・・・・・・・・・令和6年2月9日

参加申請書提出期限・・・・・・・・・・令和6年2月15日

企画提案書の提出期限・・・・・・・・・・令和6年2月22日

審査実施日・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年2月27日

審査結果の通知日・・・・・・・・・・令和6年3月中旬

5. 参加資格要件

参加申込者は、次の要件を満たしている者とする。なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれもが参加要件を満たす者であること。（単独で業務提案したプロポーザル参加者は、共同提案の構成員となることはできない。）

- (1) 指名停止期間中又は入札参加停止期間中でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (3) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立をしている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 宇陀市暴力団排除条例（平成23年12月26日条例第21号）第6条に規定する排除対象となっていない者であること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（契約の締結権限を有する受注者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (7) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (8) 仕様書等に示す業務を円滑に履行することができること。

6. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

本要領、仕様書に関する質問がある者は、メールにより質問書（様式第1号）を提出すること。なお、質問書の提出後に電話により受信確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和6年2月7日（水）午後5時必着

(3) 提出先

宇陀市政策推進部企画課

電話番号：0745 - 82 - 1362

メールアドレス：kikaku@city.uda.lg.jp

7. 参加資格条件及び企画提案に関する質問への回答

令和6年2月9日（金）までに、全ての質問に対する回答を市のホームページに公表し、個別の回答を行わない。

8. 参加申請書及び企画提案書の提出

(1) 参加申請書の提出

① 提出期限

令和6年2月15日（木）午後5時必着

② 提出方法

持参、郵送（簡易書留に限る。）、宅配便又はメールによる。なお、郵送、宅配便又はメールの場合は、事前に事務局まで連絡すること。メールで提出する場合は原本を企画提案書提出の際に、併せて提出すること。

③ 提出先

○事務局

〒633 - 0292 奈良県宇陀市榛原下井足 17-3 宇陀市政策推進部企画課

電話番号：0745 - 82 - 1362

メールアドレス：kikaku@city.uda.lg.jp

(2) 企画提案書の提出

① 提出期限

令和6年2月22日（木）午後5時必着

② 提出方法

持参、郵送（簡易書留に限る。）、宅配便による。なお、郵送、宅配便の場合は、事前に事務局まで連絡すること。

③ 提出先

○事務局

〒633 - 0292 奈良県宇陀市榛原下井足 17-3 宇陀市政策推進部企画課

電話番号：0745 - 82 - 1362

(3) 提出書類及び提出部数

| 提出書類 | 提出数 | 提出期限 |
|---|-----|-------|
| 質問書（様式第1号） | 1部 | 2月7日 |
| 参加申請書（様式第2号） | 1部 | 2月15日 |
| 会社概要書（様式第3号） ※会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、併せて添付すること。 | 1部 | 2月15日 |

| | | |
|---------------------------------|-----|-------|
| 納税に関する証明書（発行から3ヶ月以内のもの） | 1部 | 2月15日 |
| 宣誓書（様式第4号） | 1部 | 2月22日 |
| 企画提案書届出書（様式第5号） | 10部 | 2月22日 |
| 企画提案書（任意様式） ※企画書の提案は1社1案とする。 | 10部 | 2月22日 |

（4）その他

提出後の提案資料の変更や追加などは、原則不可とする。提案資料の作成や郵送料など、本件に係る全ての資料は提案者の負担とする。市は、受理した提案資料を返却しない。また、市は提案資料を事業の経過説明に無償で使用するができるものとし、それ以外には使用しない。本件は最優秀提案者の選定を目的に実施するものであり、契約内容は必ずしも提案内容に沿うものではない。

9. プレゼンテーション、ヒアリング審査

提案に対する質疑及び補足説明を求めため、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

（1）日 時：令和6年2月27日（火）

（2）場 所：宇陀市役所庁舎内（奈良県宇陀市榛原下井足17-3）

（3）時 間：提案者1者につき約25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）

（4）その他

- ① 日時や場所などの詳細は、参加申請書の受け付け終了後通知する。
- ② 審査会場への入室は、提案者1者につき3名以内とする。
- ③ 当日の資料は提出済みの提案資料のみとし、変更や追加などは原則不可とする。

10. 審査方法・審査結果

市が設置する宇陀市電気自動車充電設備等導入事業者選定委員会において審査基準に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。

審査結果は、全参加者に通知し、この際、自己の結果のみを通知する。また、評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は公開しない。

なお、審査結果は市ホームページへも掲載する。この場合において参加申込者の名称については、最優秀提案者のみを公表する。

11. 協定の締結

最優秀提案者と協定書の締結に向けた協議を行い、協議が整った場合には市と協定

書を締結する。最優秀提案者の決定後、申込書類等に虚偽の記載や「5. 参加資格要件」を満たさないことが判明した場合等においては、決定を取り消すことがある。

1 2. 本プロポーザルを辞退する場合

本プロポーザルを辞退する場合は、速やかに辞退届出書（任意様式）を持参又は郵送（簡易書留に限る。）により事務局へ提出すること。

なお、辞退は自由で有り、辞退しても以後における不利益な扱いはない。また、郵送する場合は、事前に事務局まで連絡すること。

1 3. 失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) プレゼンテーションの時間に遅れた場合。
- (2) 提出書類について、提出方法、提出機関に適合しない場合。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合。

1 4. 留意事項

- (1) 本募集に係る一切の費用は参加申込者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加などは認めない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された提案書等は、宇陀市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (6) 本募集は優先交渉者の特定を目的に実施するものであり、協定内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (7) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

1 5. 事務局

宇陀市政策推進部企画課

〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足 17-3

電 話 番 号 : 0745 - 82 - 1362

メールアドレス : kikaku@city.uda.lg.jp